■ 雨水流出抑制設置の流れ

事 前 調 査事 前 相 談

- ・雨水流出抑制施設設置協議の対象であるかどうかの確認
- ・雨水流出抑制必要量の算出および施設設置による対策量の検証について



計画書の提出

【提出書類】

- ・雨水流出抑制施設設置計画書 (紙提出2部またはメール提出)
- 添付書類 (紙提出2部またはメール提出)
- ※ 事前届出(まちづくり条例第70条1項)の後に提出してください。



(10日間程かかりますのでご注意ください。)

確認書の発行

・書類審査後、雨水流出抑制施設設置計画確認書を発行します。



まちづくり条例事前協議申請

・まちづくり条例の事前協議書に、雨水流出抑制施設設置計画確認 書を添付して申請してください。

※90号様式を使用する事業のみ対象



雨水流出抑制施設設置工事

・計画書に基づき、雨水流出抑制施設を施工してください。



※宅地造成工事の場合は、造成段階で 雨水流出抑制施設設置工事を施工してください。



雨水流出抑制施設工事完了

・工事完了後、完了検査を行いますので当係までご連絡ください。



※開発区域500㎡以上の事業で、まちづくり条例が完了していない状態で、 居住をしてしまうと、条例違反になります。

完 了 確 認

【完了確認時に用意するもの】

- ① 竣工図 ※計画の変更があった場合
- ② 工事写真
- ③ 雨水流出抑制施設設置計画確認書(原本)
- ④ 工事完了確認調書(まちづくり条例第77号様式)

